

令和8年1月1日学校長制定

令和8年5月1日 全部改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、日本体育大学医療専門学校(以下「本学」という。)において、学生がその能力及び個々の状況に応じて十分な教育及び実習を受ける機会が適切に確保され、学習及び実習における社会的障壁の除去又は軽減を図られるよう、学習・実習に関する配慮支援の基本事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「支援対象学生」とは、学習又は実習環境の調整を必要とする学生であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

#### 一 障がいのある学生

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生

#### 二 その他の配慮を要する学生

疾病・負傷、妊娠・出産・育児、家族の介護・看護、宗教・文化的背景、居住地又は交通事情(社会通念上やむを得ない場合に限る。)その他やむを得ない事情により、学習又は実習環境の調整を必要とする学生

2 この規程において「教育上の本質的要件」とは、本学が定める学習到達目標及び成績評価基準、国家試験受験資格要件、実習の実施に当たり客観的に必要な安全確保上の要件その他これらに準ずる事項であって、当該教育課程の質及び目的を維持するうえで譲ることができない要件をいう。

3 この規程において「合理的配慮」とは、第1項第一号に掲げる学生に対し、個々の場面において必要とされる社会的障壁の除去又は軽減のために行う必要かつ合理的な変更又は調整であって、本学に過重な負担を課さないものをいう。

4 この規程において「建設的対話」とは、学生本人の意思及び教育的ニーズを尊重しつつ、教育上の本質的要件を維持したまま取り得る調整方法を、本学と学生が相互に確認・検討する協議をいう。

5 この規程において「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮」の解釈については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が定めるところによる。

### (基本原則)

第3条 本学は、支援対象学生が教育を受ける機会を適切に確保できるよう、関係法令を遵守し、個々の状況に応じた配慮支援に積極的に取り組むものとする。

2 第2条第1項第一号に掲げる学生に対する合理的配慮の提供に当たっては、関係法令に基づき、学生本人との建設的対話を通じて、教育上の本質的要件を維持しつつ、過重な負担とならない範囲で、必要かつ合理的な調整を行うものとする。

3 第2条第1項第二号に掲げる学生に対する支援については、教育上の機会均等を確保する観点から、不当な不利益が生じないよう適切な配慮に努めるものとし、教育上の必要性、合理性、公平性、安全性及び実施可能性を踏まえ、本学が個別に判断するものとする。

4 学習・実習に関する配慮・調整は、教育上の本質的要件及び安全管理上の要請を踏まえつつ、学生本人との建設的対話を通じて、可能な限り実施するものとする。学習到達目標及び成績評価基準そのものは変更しない。ただし、受講方法、情報提供方法、試験の実施方法、評価方法、課題提出方法、実習における手順又は環境その他の達成手段については、必要に応じて調整することができる。

5 支援の要否及び内容は、可能な限り速やかに検討するものとし、緊急性がある場合又は書類の提出を待つことが適当でない場合には、暫定的な支援を先行して実施することができる。

6 本学は、学生が相談又は申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(相談窓口)

第4条 学習又は実習に関する配慮支援の総合的な相談窓口は学科長とする。

2 学生が学科長に相談しにくい事情がある場合その他公正な対応のため必要がある場合は、学校長は別に担当教職員を指定することができる。

## 第2章 責務と役割分担

(学校長の責務)

第5条 学校長は、本学における配慮支援の最終責任者として、支援実施計画の最終承認、不服申立てに対する判断その他重要事項の決定を行う。

(学科長の責務)

第6条 学科長は、配慮支援の実務責任者として、次の各号に掲げる業務を統括する。

- 一 相談及び申出の受付
- 二 状況把握及び本人の意思確認
- 三 建設的対話の実施
- 四 支援実施計画案の策定
- 五 関係教職員及び実習先施設との調整
- 六 支援の実施推進及び見直し
- 七 記録の作成及び保存
- 八 研修・啓発の企画及び実施

2 学科長は、定型、軽微又は緊急の支援について、現場の状況に応じて暫定的に決定し、速やかに実施することができる。この場合、事後速やかに学校長に報告しなければならない。

(教職員の責務)

第7条 教職員は、決定された支援実施計画に基づき、具体的支援を適切に実施しなければならない。

2 教職員は、支援対象学生から相談を受けた場合又は支援の必要性を認めた場合には、学生の意思を尊重しつつ、速やかに学科長その他の相談窓口につなぐよう努めるものとする。

## 第3章 支援の申出、検討及び決定

(支援の申出)

第8条 支援対象学生は、入学前又は入学後を問わず、学習又は実習に必要な支援について、学科長に申出を行うことができる。

2 前項の申出は、所定の「学習・実習に関する配慮申請書」、電子メールその他本学が認める方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭による申出を妨げない。

3 本人による申出が困難な場合は、本人の意思を確認したうえで、保護者その他本人を支援する者が補助的に申出を行うことができる。

#### （状況把握及び提出資料）

第9条 学科長は、申出のあった支援対象学生について、教育的ニーズ、意思、困難の内容、希望する支援内容その他必要な事項を十分に聴取するものとする。

2 学科長は、必要に応じて、医師の診断書、意見書、障害者手帳の写しその他状況を客観的に確認するための資料の提出を求めることができる。ただし、資料の提出は必要最小限にとどめるものとし、資料が直ちに提出できないことのみをもって検討を一律に停止してはならない。

3 学科長は、提出資料の有無にかかわらず、状況の切迫性、明白性又は継続性を踏まえ、必要があると認める場合には、暫定的な支援を行うことができる。

4 前各項の聴取には、学生本人の同意を得て、保護者その他本人を支援する者が同席することができる。

#### （建設的対話及び支援実施計画の策定）

第10条 学科長は、前条の聴取結果を踏まえ、学生本人及び関係教職員との建設的対話を通じて、支援実施計画案を策定するものとする。

2 支援実施計画には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 支援を要する背景及び教育上の配慮事項

二 支援内容及び実施範囲

三 実施期間

四 担当する教職員

五 共有する情報の範囲

六 見直しの時期又は条件

3 実習先施設との調整を要する場合は、本学は、学生本人に対して共有の目的及び範囲を説明し、原則として本人の同意を得たうえで当該施設と協議を行うものとする。

4 前項の場合において、実習先施設での受入れが困難なときは、本学は、教育上の本質的要件及び安全性を踏まえつつ、代替的な方法、条件調整又は代替施設の可能性を検討し、その結果を学生本人に説明するものとする。

#### （支援実施計画の決定）

第11条 定型、軽微又は緊急を要する支援については、学科長が暫定的に決定し、実施することができる。この場合において、継続的な支援が必要と認められるときは、速やかに第2項又は第3項の手続により正式に決定するものとする。

2 前項に該当しない支援実施計画は、学科長が関係教職員と協議のうえ案を整え、学校長の承認を得て決定するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する支援実施計画については、教職員会議の議を経たうえで学校長が承認するも

のとする。

- 一 複数の授業科目又は学年全体に影響を及ぼすもの
- 二 実習先施設との特別な受入れ調整を要するもの
- 三 安全管理上の重要な検討を要するもの
- 四 試験方法、評価方法又は実習方法に重要な調整を伴うもの
- 五 学生本人との合意形成が困難なもの
- 六 その他学校長が必要と認めるもの

4 本学は、決定した支援実施計画について、学生本人に対し、その内容、理由及び留意事項を十分に説明し、可能な限り合意形成に努めるものとする。

5 申出の全部又は一部を採用しない場合は、その理由及び検討した代替案の有無を、書面又は電磁的方法により学生本人に通知するものとする。

（支援の実施、見直し及び記録）

第12条 教職員は、決定した支援実施計画に基づき、速やかに必要な支援を実施しなければならない。

2 学科長は、支援の実施状況を定期的に確認し、少なくとも各学期に1回、かつ実習を伴う場合には実習開始前又は終了後に、必要な見直しを行うものとする。

3 支援内容の変更が必要となった場合は、第8条から前条までの規定に準じて行うものとする。ただし、軽微又は緊急の変更については、学科長が暫定的に対応することができる。

4 支援実施計画の内容、説明経過、同意の有無、実施状況及び見直し結果については、適切に記録し、卒業、退学又は支援終了の日のいずれか遅い日から起算して5年間保存するものとする。

## 第4章 調整及び不服申立て

（調整及び不服申立て）

第13条 教職員間又は実習先施設との間で支援内容に関する調整が必要な場合は、学科長がその調整を行う。

2 学生本人と本学との間で支援内容に関する合意形成が困難な場合、又は学生本人が決定内容に不服がある場合は、学生本人は学校長に対し、再協議又は不服申立てを行うことができる。

3 学校長は、前項の申立てがあった場合、学生本人、学科長及び関係教職員から事情を聴取し、必要に応じて中立的立場の教職員又は外部の知見を有する者の意見を求めたうえで、最終的な調整及び判断を行う。

4 学校長は、前項の判断結果及び理由を、書面又は電磁的方法により学生本人に通知するものとする。

5 本学は、学内外の相談窓口に関する情報を公表し、必要に応じて学生本人に案内するものとする。

## 第5章 研修、情報公開及び個人情報

（研修・啓発）

第14条 学科長は、配慮支援を適切に推進するため、教職員及び学生の多様な状況に対する理解を深めるとともに、支援に関する意識向上を図るための研修・啓発を計画的に実施するものとする。

2 前項の研修は、原則として毎年度少なくとも1回実施し、新任教職員及び実習に関与する教職員に対しては重点的に行うものとする。

(情報公開)

第15条 本学は、支援対象学生への支援の推進及び周知のため、次の各号に掲げる事項を別に定め、公表するものとする。

- 一 基本的な考え方及び留意事項
- 二 相談窓口
- 三 申出方法及び手続の流れ
- 四 標準的な回答時期
- 五 支援の例示
- 六 不服申立て及び相談先に関する事項

(個人情報の取扱い及び秘密保持)

第16条 配慮支援に関して取得した学生の個人情報は、その目的達成に必要な範囲でのみ取得し、利用し、及び共有するものとする。

2 障がい、疾病、妊娠、精神的健康状態その他支援に関する情報は、要配慮個人情報を含む情報として、関係法令及び本学の個人情報管理に関する規程に基づき、特に慎重に取り扱うものとする。

3 実習先施設その他の第三者に情報を共有する場合は、共有の目的、共有先及び共有する情報の範囲をあらかじめ学生本人に説明し、原則として本人の同意を得るものとする。ただし、生命、身体又は安全の確保のため緊急の必要がある場合は、この限りでない。

4 支援に従事する者又は支援に関する事務に従事した者は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 支援に関する記録へのアクセスは、業務上必要な教職員に限るものとする。

## 第6章 雑則

(運用指針等)

第17条 この規程に定めるもののほか、支援の実施に必要な事項については、学科長が立案し、教職員会議の議を経て、学校長が別に定めることができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、教職員会議の議を経て、学校長が行う。

## 附則

1 この規程は、令和8年5月1日から施行する。

2 改正前の規程に基づき現に行われている支援その他の手続については、この規程に基づき行われたものとみなす。ただし、必要がある場合は、この規程に基づき見直すものとする。

# 学習・実習に関する配慮申請書

記入日      年    月    日

|                       |         |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------|---------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 氏名                    |         |                   | 学科<br><input type="checkbox"/> 口腔健康学科<br><input type="checkbox"/> 整復健康学科                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 住所                    |         | 〒            -    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 本件の相談窓口<br>(本人または保護者) | 氏名      |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                       | 電話番号    |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                       | メールアドレス |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 配慮が必要な理由・背景           |         | 該当する状況<br>(複数選択可) | <input type="checkbox"/> 身体的な状況(視覚・聴覚・肢体・内部障がい・慢性疾患等)<br><input type="checkbox"/> 精神・心理・発達に関する状況<br><input type="checkbox"/> 妊娠・出産・育児に関する状況<br><input type="checkbox"/> 家族の介護・養育等の家庭事情<br><input type="checkbox"/> 居住地・交通事情による困難<br><input type="checkbox"/> 宗教・文化・信条に関する事情<br><input type="checkbox"/> その他(具体的に: _____ ) |
|                       |         | 具体的な状況・<br>診断名等   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 希望する配慮・支援内容           |         |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

（申請に関する注意事項） 1 本学は、教育上の本質的要件及び安全管理上の要請を踏まえ、学生本人との建設的対話を通じて、必要な配慮・支援を可能な限り検討します。ただし、本申請は、記載された配慮・支援内容（実習先の調整等を含む。）の実施を無条件に保証するものではありません。なお、学習到達目標の変更や成績評価基準の緩和は対象外です。 2 ご記入いただいた個人情報、学習・実習環境の調整及び支援実施計画の作成・実施のためにのみ使用し、適正に管理します。適切な支援のため、必要最小限の範囲で関係教職員と情報を共有する場合があります。また、実習先施設その他の第三者に情報を共有する場合は、事前に説明し、原則として本人の同意を得たうえで行います。 3 申請内容に応じて、面談や医師の診断書、意見書その他の資料の提出をお願いすることがあります。資料の提出が直ちに難しい場合でも、状況に応じて暫定的な支援を検討することがありますので、まずはご相談ください。 4 本申請や相談を理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。学習・実習に不安や困難がある場合は、早めに学科長その他の相談窓口まで申し出てください。